予　防　査　察

予防査察は、消防職員が消防法第４条及び第16条の５の規定に基づき、現地に赴き実施する立入検査や、立入検査以外にも電話等により関係者に対して指導を行う通信指導など、時代に合わせて形を変えながら、管内居住者の安心安全のために定期的な計画に基づき、実施されています。

また、火災が起こった際、人命に直結する避難施設の維持管理や、消防法令における重大な設備違反（屋内消火栓設備の未設置など）に対する特別立入検査を適宜実施するなど、組合を挙げて力を注いでいます。

1　査察実施状況

（令和６年度）

区分（令別表）＼署別			総計	守口	門真
総計			2,123	943	1,180
1	イ	劇場・観覧場等	3	1	2
	ロ	公会堂・集会場	75	20	55
2	イ	キャバレー・カフェー等	—	—	—
	ロ	遊技場・ダンスホール	2	2	—
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	—	—	—
	ニ	カラオケボックス等	1	1	—
3	イ	待合・料理店等	—	—	—
	ロ	飲食店	40	21	19
4		百貨店・マーケット等	62	28	34
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	33	13	20
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	338	127	211
6	イ(1)	特定診療科名を有する病院等	1	—	1
	イ(2)	特定診療科名を有する有床診療所等	—	—	—
	イ(3)	(1)以外の病院・(2)以外の有床診療所等	12	8	4
	イ(4)	無床診療所・無床助産所	12	4	8
	ロ(1)	老人短期入所施設・有料老人ホーム等	43	26	17
	ロ(2)	救護施設	—	—	—
	ロ(3)	乳児院	—	—	—
	ロ(4)	障害児入所施設	—	—	—
	ロ(5)	障害者支援施設・共同生活援助施設等	2	1	1
	ハ(1)	老人デイサービスセンター等	8	1	7
	ハ(2)	更生施設	—	—	—
	ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等	12	5	7
	ハ(4)	児童発達支援センター等	2	1	1
	ハ(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設等	25	8	17
	ニ	幼稚園・特別支援学校	5	4	1
7		小学校・中学校・高等学校等	7	1	6
8		図書館・博物館等	—	—	—
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	—	—	—
	ロ	イ以外の公衆浴場	2	—	2
10		車両の停車場等	—	—	—
11		神社・寺院・教会等	48	27	21
12	イ	工場・作業場	258	123	135
	ロ	映画スタジオ等	—	—	—
13	イ	自動車車庫・駐車場	35	18	17
	ロ	飛行機の格納庫等	—	—	—
14		倉庫	296	91	205
15		前各項に該当しない事業場	186	76	110
16	イ	特防を含む複合用途防火対象物	237	106	131
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	230	145	85
17		重要文化財等	—	—	—
18		50メートル以上のアーケード	—	—	—
20		総務省令で定める舟車	—	—	—
危険物施設			106	52	54
少量危険物貯蔵取扱場			42	33	9

	総数	守口	門真
警防査察	1,191	503	688

※上記総計のうち、消防課にて実施した査察件数を示す

	総数	守口	門真
住宅防火診断(書面投函)	11,029	8,272	2,757

※ ▭ は特定防火対象物（特防）